

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵閣第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
1902.20	<p><u>1. えびワンタン（調製品）</u></p> <p>本品は、シュリンプを詰めたパスタ（えびワンタン）と濃縮スープから成る調製品である。本品は、冷凍したものであり、小売用のプラスチック容器に入れられている。水を加え、電子レンジで加熱して食する。</p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>  <hr/>	(新規)
1902.20	<p><u>2. えびワンタン（セット）</u></p> <p>本品は、シュリンプを詰めたパスタ（えびワンタン）と小袋入り粉末スープから成るセットである。本品は、冷凍したものであり、小売用の紙容器に入れられている。水と混ぜた粉末スープにワンタンを入れ、加熱調理して食する。</p> <p><u>通則1、2(b)、3(b)及び6を適用</u></p>  <hr/>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
2841.90	<p><u>1. 二酸化コバルトリチウム (LiCoO₂)</u></p> <p><u>本品は、黒色の粉状であり、一般にリチウム・イオン蓄電池の正極に用いられる。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新 規)
3808.91	<p><u>2. 抗寄生虫ローション</u></p> <p><u>本品は、デパレスリン (depallethrin) 1.8% (有効成分)、ピペロニルブトキシド (piperonyl butoxide) 7.2% (有効成分の相乗剤)、イソドデカン (isododecane) 及び推進剤ガス HFA134a を含有する。本品は、小売用の 125ml のプラスチック瓶に入れたもので、更にそのプラスチック瓶は板紙の箱に入っている。瓶と箱の両方に、本品は頭皮のしらみ並びにしらみの卵及び幼虫（頭しらみ）の処理に推奨されるものであり、風通しの良い場所で、髪が乾いた状態で頭皮のみに 1 回使用する旨が記載されている。本品を使用した後は、髪に優しいシャンプーで頭を洗いしらみの卵及び幼虫の死骸を除去する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3808.91	<p><u>3. 抗寄生虫ローション</u></p> <p>本品は、ペルメトリン (permethrin) 1.0% (有効成分)、マラチオン (malathion) 0.5% (有効成分)、ピペロニルブトキシド (piperonyl butoxide) 4.0% (有効成分の相乗剤)、イソドデカン (isododecane) 及び推進剤ガス HFA134a を含有する。本品は、小売用の 125ml のプラスチック瓶に入れたもので、更にそのプラスチック瓶は板紙の箱に入っている。瓶と箱の両方に、本品は頭皮のしらみ並びにしらみの卵及び幼虫（頭しらみ）の処理に推奨されるものであり、風通しの良い場所で、髪が乾いた状態で頭皮のみに 1 回使用する旨が記載されている。本品を使用した後は、髪に優しいシャンプーで頭を洗いしらみの卵及び幼虫の死骸を除去する。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>		(新 規)
3824.90	<p><u>18. 電子たばこ用カートリッジ</u></p> <p>(省 略)</p>	3824.90	<p><u>19. 電子たばこ用カートリッジ</u></p> <p>(同 左)</p>
3824.90	<p><u>19. 電子たばこ用カートリッジ</u></p> <p>(省 略)</p>	3824.90	<p><u>20. 電子たばこ用カートリッジ</u></p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
6802.99	<p><u>1. ステアタイト（ソープストーン）で作られた箱</u></p> <p><u>本品は、装飾品として使用される。彩色によるモチーフで飾られており、焼成していない。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)
7308.30	<p><u>2. 住宅に使用する鋼製の防犯ドア</u></p> <p><u>本品は、次の部品から成る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>– 鋼製の外部パネル</u> <u>– 耐ドリル遮蔽体 (anti-drill shield)</u> <u>– 外部用鋼製組立パネル</u> <u>– 鋼製のパネル</u> <u>– 縦方向補強材</u> <u>– 縦方向補強材及び 3 点錠</u> <u>– シーリングガスケット</u> <u>– ハット形の (omega shaped) 枠補強用構造体 (骨組)</u> <u>– 木製の内部パネル</u> <u>– 内部用鋼製組立パネル</u> <u>– 鋼製縦枠</u> <u>– 取り外し可能隙間風除けシステム</u> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	改正前
<p>8435. 10 1. <u>Centrifugal juicer</u></p> <p>本品は、産業用の通風型単相同期電気モーターを自蔵する遠心分離式ジューサーであり、商業用（例えば、バー、レストラン、食堂、託児所、診療所、厨房等）に設計されている。本品は、次の技術的特徴を有する。</p> <p>モーター速度：3,000 回転／分</p> <p>モーター出力：700 W</p> <p>アンペア強度：7 A</p> <p>電気接続：230 V／50Hz</p> <p>処理能力：1 時間あたり 100／120kg の果物／野菜を処理</p> <p>くず入れ容積：約 6 l</p> <p>重量：約 11 kg</p> <p>寸法：505 mm × 235 mm × 420 mm</p> <p>当該機器は、オン／オフボタンを有するステンレス鋼製のモーターユニット、注ぎ口を有するステンレス鋼製のボウル、プラスチック製のフランジ、ステンレス鋼製のかご、フィードチューブ及び排出口を有するプラスチック製の蓋、ステンレス鋼製のおろし板並びにプラスチック製のくず入れから成る。本品は、果実又は野菜のジュースを搾るために使用される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8438. 60</p> <p><u>1. Vegetable preparation machine</u></p> <p><u>本品は、三相電気モーターを自蔵する商業用の野菜調製機であり、次の技術的特徴を有する。</u></p> <p><u>モーター速度：375 回転／分</u></p> <p><u>モーター出力：600 W</u></p> <p><u>電気接続：400 V／50Hz</u></p> <p><u>処理能力：3 時間以下で 1,200 食分を調理する</u></p> <p><u>重量：約 15 kg</u></p> <p><u>寸法：745 mm×610 mm×310 mm</u></p> <p><u>当該機器は、モーターユニット、2つの開口部及び押し出し器を有する供給用ヘッド並びにオン／オフボタンを有する操作パネルから成る。本品は、3mm のスライス用のディスク及び 3mm の中程度のおろし用のディスクと共に提示される。</u></p> <p><u>本品は、連続的な食物のスライス、ダイシング、寸断、おろし並びにポテトチップス（フレンチフライ）及び千切り（julienne）の調製に使用される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
8438.80	<p><u>1. Emulsifier-mixer</u></p> <p><u>本品は、三相電気モーターを自藏する乳化用ミキサーであり、商業用（例えば、病院、レストラン並びに製薬及び化学研究施設）に設計されている。本品は、次の技術的特徴を有する。</u></p> <p><u>モーター速度：1,500／3,000 回転／分</u></p> <p><u>モーター出力：950／1,300 W</u></p> <p><u>電気接続：230／400 V／50Hz</u></p> <p><u>ボウル容積：約 6.6 l</u></p> <p><u>重量：約 26 kg</u></p> <p><u>寸法：520 mm × 280 mm × 340 mm</u></p> <p><u>当該機器は、ステンレス鋼製のモーターユニット、取っ手及び蓋付きのステンレス鋼製のスープ鍋型ボウル（ボウルと蓋のスクレーパーを備えたもの）、ステンレス鋼製の切断刃並びにオン／オフ押ボタン及び速度選択スイッチを有する操作パネルから成る。本品は、液状及び半液状の混合食品を調製するために使用される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
8516. 29	<p><u>1. ガス電気併用式の暖房機器</u></p> <p><u>本品は、3つのガス加熱板及び1つの電気加熱管を有する暖房機器である。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
8703. 23	<p><u>3. 自動車の構成部品（共に提示され、かつ、組み立ててないもの）</u></p> <p><u>本品は、1台の完成した四輪自動車を組み立てるための全て部品から成り、シリンダーの容積が 2,792 立方センチメートルのピストン式火花点火内燃機関を含む。</u></p> <p><u>全ての部品から完成した自動車を組み立てた後、次の作業が行われる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>－車体番号の固定化</u> <u>－ブレーキシステムの充電及びブレーキからのエア抜き</u> <u>－ステアリングブースターシステム（パワーステアリング）、冷却システム及び調整システムの充電</u> <u>－ヘッドライトの調整</u> <u>－車輪配置（アライメント）の調整</u> <u>－ブレーキの調整</u> <p><u>通則 1、2 (a) 及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
8711.20	<p>1. <u>モーターサイクルの構成部品（共に提示され、かつ、組み立ててないもの）</u></p> <p>本品は、同一の型式のモーターサイクルの構成部品であり、次のものから成る。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 計器盤 - シリンダー容積が 124.1 立方センチメートルのピストン式 火花点火内燃機関 - フレームボディ - 燃料タンク - ハーネスワイヤー - 座席 - かじ取り用のハンドルパイプ - ヘッドライト - 前部の泥よけ - フォークトップブリッジ - セット／始動モーター - 左右 2 本のフロントフォーク管 - 2 つの後部クッション - 排気消音器（マフラー） <p><u>通則 1、2 (a) 及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
9401. 61	<p><u>1. 腰掛け</u></p> <p><u>本品は、木製のフレーム及び艶消しのアルミニウム製肘掛けを有するプラスチックシート張りの腰掛けであり、音声システム、側面操作パネル及び入出力端子を内蔵している。本品は、DVD、音楽 CD、MP3 又はビデオカセットのプレーヤー、ビデオゲーム用のコンソール又は機器及びテレビジョン又は衛星の受信機とともに使用するのに適する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)